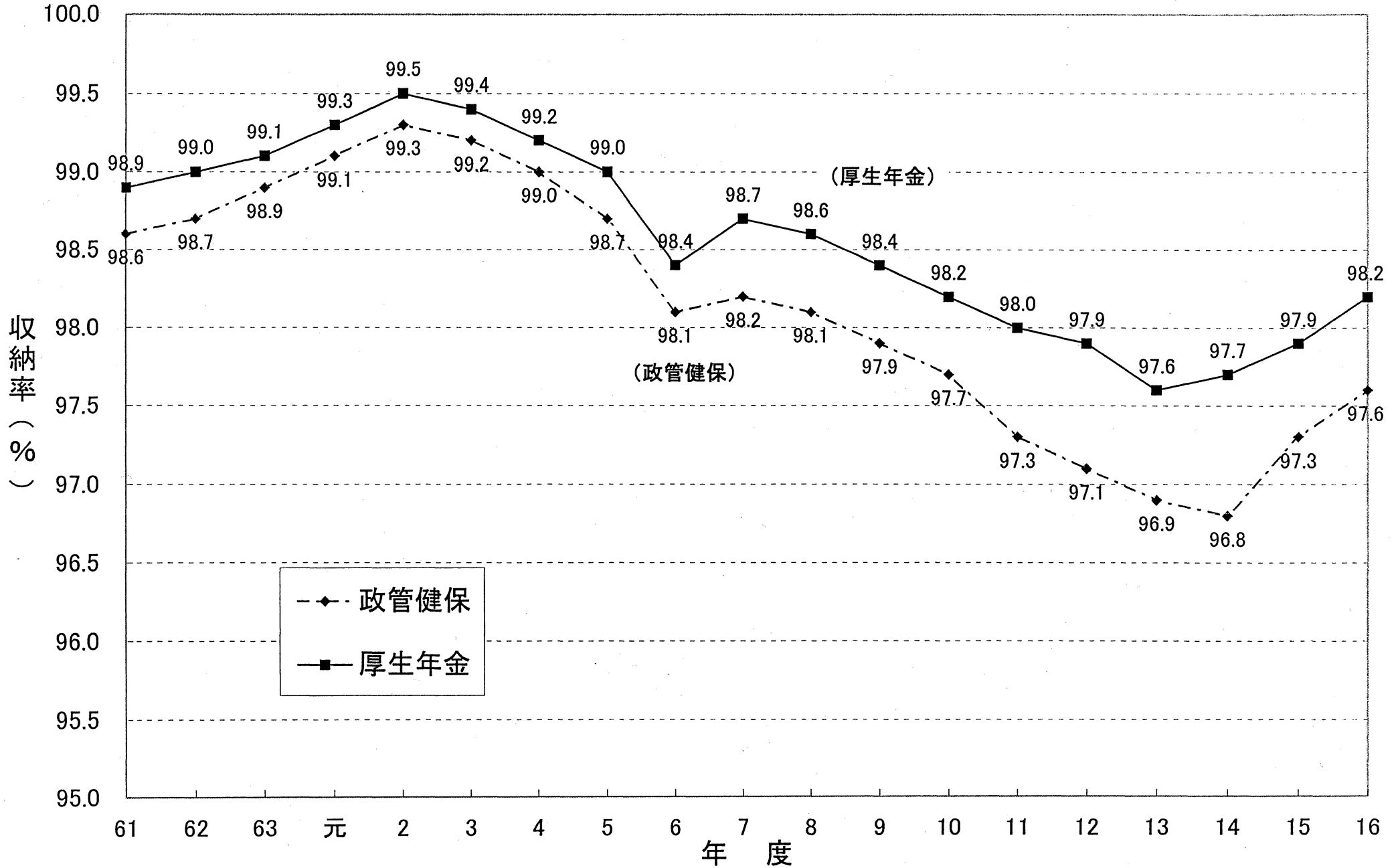


(政管健保・厚生年金)



8. 国民年金保険料の収納対策強化

収納対策基本方針

- 中長期的な目標(平成 19 年度の納付率 80%)を設定
- 目標を達成するため、社会保険事務所毎に年度別行動計画を策定し、達成状況等を確認・検証

基本的な収納対策

- 未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
- 免除制度、若年者納付猶予制度及び学生納付特例制度の周知徹底
- 年金広報の充実及び年金教育を推進

未納要因を踏まえた個別収納対策

保険料負担能力が有りながら、納付義務を果たさない滞納者が存在している。

前年度免除から新たに納付対象となった者等の納付率が低調となっている。

年齢別にみると、若年層の納付率に改善がみられるが、依然として低調となっている。

13 年度まで利用されていた納付組織の利用を停止したことにより、地域連帯意識が希薄となった。

保険料納付意識の徹底

- 所得情報を活用した強制徴収の効率的な実施 (16 年 10 月)
- 保険料の納付額証明書の発行 (17 年 2 月、以降毎年 11 月)

免除制度の見直し及び周知

- 未納者・失業者に対する免除制度の周知徹底(16 年 10 月)
- 単身世帯等の免除基準の見直し (17 年 4 月)
- 免除等承認期間の遡及 (17 年 4 月)
- 多段階免除制度の導入 (18 年 7 月)

納付しやすい環境づくり

- コンビニ、インターネットバンキングによる保険料収納の周知 (16 年 2 月)
- 口座振替の勧奨の徹底 (16 年 10 月)
- 口座振替割引制度の導入 (17 年 4 月)
- 若年者に対する納付猶予制度の創設 (17 年 4 月)

納付協力組織等の活用

- 特別国民年金推進員による特定地域の収納の強化 (16 年 4 月)
- 商工会連合会と保険料収納の委託について協議中 (協議が整った商工会から順次実施予定)

※ 太字は、平成 16 年の制度改正事項である。

9. 社会保険庁所管の特別会計

社会保険庁の所管する事業は、政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金及び医療・失業・労災を包括した船員保険がある。これらの経理は厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び船員保険特別会計により経理されているところである。

特別会計の概要

○ 厚生保険特別会計（4勘定）

- ① 健康勘定・・・政府管掌健康保険事業の保険収支を経理
- ② 年金勘定・・・厚生年金保険事業の保険収支を経理
- ③ 児童手当勘定・・・児童手当に関する政府の収支を経理（所管：雇用均等・児童家庭局）
- ④ 業務勘定・・・政府管掌健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱いや保健・福祉事業に係る収支を経理
特別保健福祉事業に関する収支を経理

○ 国民年金特別会計（4勘定）

- ① 基礎年金勘定・・・基礎年金事業の収支を経理
- ② 国民年金勘定・・・拠出制国民年金事業の保険収支を経理
- ③ 福祉年金勘定・・・福祉年金事業の収支を経理
- ④ 業務勘定・・・国民年金事業の業務取扱いや福祉事業に係る収支を経理

○ 船員保険特別会計

総合保険である船員保険事業の収支を経理